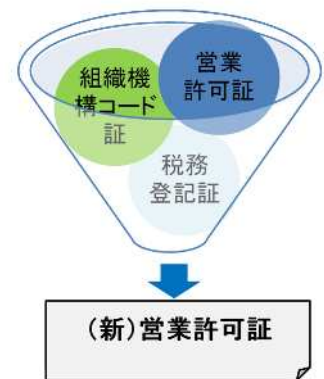


## 投資情報

### 企業登記手続に「三証合一」全面開始

2015年10月1日から、三証書の一本化(中国語:三証合一、以下“三証合一”と表記)による企業登記制度(以下、“新制度”と表記)が中国全土でスタートしました。

これは、2015年6月23日付国务院弁公庁の「“三証合一”登記制度改革の加速推進に関する意見」(国弁発[2015]50号)に応じ、工商総局と税務総局が2015年9月9日に合同で公表した「三証合一に関連する業務のフォローアップに関する通知」(工商企注字[2015]147号、以下“工商企注字[2015]147号”と表記)に拠るものです。



「三証合一」とは、従来工商行政管理部門が発行していた「営業許可証」と品質監督検査検疫部門が発行していた「組織機構コード証」、更に税務部門が発行していた「税務登記証」の三証書を統合し、18桁の統一社会信用代码の記載してある「営業許可証」に一本化することを指します。

「三証合一」により今後は、企業新設登記の際に工商行政管理部門へ必要資料を提出し「営業許可証」を発行してもらうのみで企業の登記手続が完了となります。また地方により対応が異なる可能性はありますが、登記申請から「営業許可証」が交付されるまでの所要期間は従来の1か月弱から3日まで短縮されます<sup>1</sup>。

#### 1. 新制度の特徴—三つの統合

受理窓口	・企業登記に必要な申請書と資料の提出窓口は、工商行政管理部門1ヶ所に統合される。
企業コード	・各地の管理コードのばらつきを改善するため、企業管理用コードが全国共通の18桁の統一社会信用代码に統合される。
企業情報	・企業情報は情報共有プラットフォームにより、リアルタイムで横断的に各政府部門に共有される。

<sup>1</sup> 人民日報 10月13日 ([http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/mtjj/201510/t20151013\\_162729.html](http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/mtjj/201510/t20151013_162729.html))

- (1) 設立登記の受理窓口は工商行政管理部門となり、従来のように税務部門・品質監督検査検疫部門への再申請・登記が不要となります。従って申請書および提出資料も1部で足りります。
- (2) 企業コードが法人毎に賦与され、法人存続期間に亘り変更されません。また法人消滅後も遡及検索の為に保留されます。
- (3) 企業情報が各政府部門にリアルタイムで共有されるほか、社会に対しても開示されます。

## 2. 登記手続の実務

工商企注字[2015]147号によると、10月1日以降企業に以下の実務対応が求められます。

### (1) 新設登記

新設登記の申請は、工商行政管理部門1か所のみとなります。また、申請資料に、生産経営住所・財務責任者・計算方式などの税関連情報が追加されます。登記後に税務関連情報に変更が生じた場合、企業は直接所轄税務局で変更手続きを行うこととなります。

### (2) 登記済企業の対応

既に登記済の企業は、移行期間中に、既存の三証書(営業許可証・組織機構コード証・税務登記証)を統一社会信用コードが記載された新しい「営業許可証」に切替をしなければなりません。その際、既存の三証書を工商行政管理部門の窓口に戻却しなければなりません。もし既存の三証書を紛失した場合、紛失声明を新聞に掲載し提出する必要があります。

### (3) 抹消登記

新「営業許可証」の交付を受けた法人が抹消登記したい場合、まず税務部門(国税・地税どちらか1ヶ所)に抹消の申請をし、「清税証明」(税金を精算した証明)を取得した上で工商行政管理部門へ工商登記の抹消を申請することとなります。

### (4) 移行期間

原則として新制度の移行期間は2017年12月31日までとされていますが、実行が困難な企業は2020年末まで延期することができます。ただし、地方によって、移行期間が短縮されることがありますので、所在地の工商行政管理部門への確認が必要です。

## 3. 浙江省・吉林省が「五証合一」に

浙江省と吉林省では、統一社会信用コードの適用範囲を拡大する「五証合一」を推進しています。これは、三証書のほか、浙江省では社会保険登記証と統計登記証、吉林省では社会保険登記証と会社印鑑使用許可証を新しい「営業許可証」に統合させました<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 中国工商報 10月10日 ([http://qyj.saic.gov.cn/gzdt/gdgzdt/201510/t20151010\\_162655.html](http://qyj.saic.gov.cn/gzdt/gdgzdt/201510/t20151010_162655.html))

このように、「三証合一」より登記手続の更なる簡素化を推進している地方があります。今後、その経験が複製され全国展開される可能性が考えられます。

#### 4. 留意事項

新制度で申請手続の受理窓口が集約されることにより、企業の新規設立や変更届出等の行政手続において事前審査の負担が軽減されました。一方で、今後は事後審査の厳格化が予想されます<sup>3</sup>。また、事後審査により虚偽や規則違反などが発覚した場合には厳しい懲罰が課される可能性がありますので、登記申請資料および申請内容について細心の注意を払う必要があります。

---

<sup>3</sup> 2015年8月付 国務院弁公庁「ランダムに抽出検査の推進で事中事後監督管理を規範するに関する通知」  
([http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xb/201508/t20150806\\_159837.html](http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xb/201508/t20150806_159837.html))

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited